四日市市工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年７月３１日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市規則第６６号

四日市市工事執行規則の一部を改正する規則

四日市市工事執行規則（昭和４６年四日市市規則第３４号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（契約の締結及びその様式） 第１３条　市長は、工事及び工事用材料の供給に関する契約の落札者又は相手方を決定したときは、別に定める契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は請書（当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により当該契約を締結するものとする。	（契約の締結及びその様式） 第１３条　市長は、工事及び工事用材料の供給に関する契約の落札者又は相手方を決定したときは、別に定める契約書又は請書により当該契約を締結するものとする。
２　（略）	２　（略）
（契約の変更） 第３０条　第２６条第２項、第２７条、第２８条又は前条の規定により契約金額又は工事の内容及び工期に変更があるときは、受注者等と協議の上、変更契約	（契約の変更） 第３０条　第２６条第２項、第２７条、第２８条又は前条の規定により契約金額又は工事の内容及び工期に変更があるときは、受注者等と協議の上、変更契約

書（当該変更契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）又は変更請書（当該変更請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により請負契約等を変更するものとする。	書又は変更請書により請負契約等を変更するものとする。

附　則

この規則は、令和８年８月１日から施行する。

（総務部調達契約課）